

1. 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス(収益・費用の認識・測定)〕

| 論 点  | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考           |
|--|---|-------------------|---------------|
| <p>売上高に季節的変動のある業種であるか否かに係わらず、年度財務諸表と四半期財務諸表とでは同一の収益認識規準に基づかなければならないことが原則であるとしても、四半期財務諸表において、実務に配慮した取扱いを認めるか？</p> | <p><b>年度財務諸表と四半期財務諸表とで同一の収益認識規準に基づかなければならないことを原則とする。実務に配慮した取扱いは設けない。</b></p> <p>(考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度財務諸表と四半期財務諸表の会計方針の首尾一貫性の観点から、異なる規準は認められない。例えば、年度財務諸表では完成基準を採用している企業(建設業、ソフトウェア開発業等)が、売上高に大幅な季節的変動があることを理由に、事業年度未までに完成することを前提として、四半期財務諸表だけ工事進行基準を採用するようなことは認められない。また、年度財務諸表では検収基準を採用している企業が、四半期財務諸表開示の迅速性を優先させて、出荷基準を採用するようなことも認められない。</li> <li>収益認識規準について、実務に配慮した取扱いを認めるか否かは、重要性の問題である。会計基準において、このような内容を記載すること自体、望ましいことではなく、記載した場合、収益認識規準の原則が毀損するおそ</li> </ul> | <p>会計基準</p>       | <p>意見は一致。</p> |

1. 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス(収益・費用の認識・測定)〕

| 論 点  | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|--|--|-------------------|---|
|  | <p>れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外の基準において、季節的変動のある収益を中間財務諸表において例外的に取り扱う規定はない。</li> </ul>   |                   |   |
| <p>(派生論点)<br/>年度財務諸表と四半期財務諸表とでは同一の収益認識基準に基づかなければならないことが原則であるとした場合、海外の基準のように、会計基準上、その旨を記載するか？</p> | <p><b>四半期財務諸表が実績主義に基づいて作成される場合、原則として年度財務諸表の作成に当たって適用される会計処理及び手続に準拠して作成しなければならない旨を記載すれば十分である。</b></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度財務諸表の作成に当たって適用される会計処理及び手続に準拠して作成しなければならない旨を記載しておけば、企業は当然に年度財務諸表と同じ収益認識基準に基づくものと考えられる。</li> <li>現行の中間連結財務諸表基準では、収益認識基準に特に言及しておらず、原則として年度財務諸表の作成に当たって適用される会計処理及び手続に準拠して作成しなければならない旨が記載されているだけである。</li> </ul> | <p>会計基準</p>       | <p>特に異論なし。</p> <p>【採用しなかった案】</p> <p>四半期財務諸表において、年度財務諸表と同一の基準で収益を認識しなければならない旨を会計基準に記載する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収益認識は重要な問題であり、収益の先取り計上を禁止するため、常識的な規定ではあるが、収益認識基準は、年度と同一でなければならないことを明文化する。</li> <li>旧中間財務諸表作成基準では、言及していた。「商品・製品等の販売又は役務の提供に基づく営業収益は、正規の決算に適用される計上基準に準拠して計上する。」</li> </ul> |
| <p>実績主義に基づいた場合</p>   | <p>(案1)</p>  | <p>会計基準</p>       | <p>(案2)を支持する意見が多いが、中間財務諸表</p>   |

1. 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス(収益・費用の認識・測定)〕

| 論 点                                   | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|---------------------------------------|--|-------------------|---|
| <p>でも、営業費用に関して、繰延処理及び繰上計上は認められるか？</p> | <p>営業費用に関して、年度財務諸表の作成に際しては適用されないような繰延処理及び繰上計上は原則として認められない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期財務諸表は、実績主義に基づいて作成される場合、予測主義に基づくような営業費用の繰延処理及び繰上計上は妥当ではなく、原則として認められない。</li> <li>営業費用に季節的変動がある旨を説明すれば十分である。</li> </ul> <p>(案2)</p> <p><b>実績主義をベースとするので、原則として営業費用の繰延処理及び繰上計上は認められないが、例外的に原価差異の繰延処理と後入先出法を採用している場合の売上原価の修正については認める。</b></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カナダ基準は実績主義に基づくとされるが、後入先出法の特例処理や原価差異の繰延処理が行われている。</li> <li>実績主義と予測主義とは弾力的な概念であ</li> </ul> |                   | <p>作成基準の改訂時に廃止した会計処理であるので、四半期会計基準で認める理由を明確にする必要があるという意見がある。</p> <p>これに対しては、例えば、原価差異の繰延処理については、実績主義の枠外であるが、当該処理を認めないと四半期は中間期に比べて売上原価のボラティリティが大きくなってしまいうので、解消が見込まれるのであれば、経済的実態をより適切に表示するための処理として必要であるという整理ができるのではないかという意見がある。</p> |

1. 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス(収益・費用の認識・測定)〕

| 論 点                         | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考  |
|-----------------------------|--|-------------------|--|
|                             | <p>り、「実績主義であっても、ある種の費用項目については繰延べ、繰上が必要ではないか」との意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予定又は標準原価が年間(半期)ベースで設定されているために発生する原価差異で、年度(中間年度)末までにほぼ解消が見込まれる場合、将来の業績予測に資する情報提供の観点から、繰延処理は行われなければならないと考える。</li> </ul> <p>(留意事項)<br/>繰延処理できる原価差異の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原材料価格の高騰等、予算編成時に予想していなかった異常な要因に基づく原価差異の繰延処理は認められない。</li> </ul> | <p>適用指針</p>       | <p>正常操業度に基づいて標準原価計算を行う場合、予算編成時に年度末までに解消されない原価差異を把握していることがある。当該原価差異については、年度末までに解消されないものの、各四半期で負担させず、繰延処理を認めてはどうかという意見もある。</p> |
| <p>原価差異の繰延処理の選択適用を認めるか？</p> | <p><b>(案2 -a) 原価差異の繰延処理を原則とする。</b><br/>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原価差異の繰延処理は、経済実態を適切に表すために行われるものであるから、選択適用は当該趣旨に反することになる。</li> </ul>  | <p>会計基準</p>       | <p>(案2 - a) を支持する意見が多いが、作成者の中には、繰延処理できるかどうかの判定が難しいことなどから(案2 - b) の形がよいという意見もある。</p> <p>原価差異については、様々な要素が含まれている</p>            |

1. 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス(収益・費用の認識・測定)〕

| 論 点 | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考  |
|-----|--|-------------------|--|
|     | <p>(案2 -b) 原価差異の繰延処理の選択適用を認める。<br/>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予定又は標準原価が年間ベースで設定されているが、発生する原価差異が年度末までにほぼ解消するかどうかの判断が難しいもので繰延処理を行わないという考え方と、発生する原価の変動を解消するように標準原価計算を採用しているため、当該原価差異は繰延べる必要があるという考え方がある。企業によって考え方が異なるため、選択適用を認める。</li> </ul> |                   | <p>ことから、次回以降の専門委員会で、もう少し、ブレイク・ダウンした検討をすることとしている。</p> |

## 2. 四半期特有の処理〔売上債権〕

| 論 点                         | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考     |
|-----------------------------|--|-------------------|---------|
| 貸倒見積高の算定方法<br>一般債権に対する貸倒見積高 | <p>一般債権の貸倒実績に著しい変動がない場合には、適時性・迅速性の観点から、前期の決算において適用した貸倒実績率を用いることができる。</p> <p>当期に重要な貸倒れが発生し、当期末における貸倒実績率が前期の決算において適用した貸倒実績率と大幅に乖離すると予想される場合には、その四半期末において、貸倒実績率の見直しを行うこととし、原則法と同様に貸倒実績率を算定する。</p> <p>なお、その後の四半期においては、新たに重要な貸倒れが発生しない限り、見直し後の貸倒実績率を使用することができる。</p> | 適用指針 or その他       | 特に異論なし。 |
| 貸倒懸念債権に対する貸倒見積高             | <p>各四半期末において、貸倒懸念債権に対する貸倒見積高は、以下のように算定する。</p> <p>前期末において貸倒懸念債権に分類されている場合の貸倒見積高</p> <p>各四半期末において、前期末の貸倒見積高に重要な変動がないと認められる場合には、適時性・迅速性の観点から前期末の貸倒見積高をその後の各四半期末においても計上できる。</p> <p>前期末の貸倒見積高に重要な変動があると認められる場合には、実務上、支障がない限り、原則法によ</p>                              | 適用指針              | 特に異論なし。 |

2. 四半期特有の処理〔売上債権〕

| 論 点 | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用<br>指針 / その他 | 備 考                          |
|-----|--|-----------------------|------------------------------|
|     | <p>る。</p> <p>貸倒懸念債権と初めて分類された四半期末における貸倒見積高<br/>金融商品会計実務指針 114 項の簡便法(50%)を適用することができる。</p> <p>の貸倒懸念債権に関して、その次に到来する四半期末における貸倒見積高<br/>原則法による。</p> <p>なお、貸倒懸念債権に該当するかどうかの判定については、期末と同様に行う。</p> |                       | <p>期末においても認められている簡便法である。</p> |

3. 四半期特有の会計処理〔有価証券・デリバティブ〕

| 論 点                      | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考  |
|--------------------------|--|-------------------|--|
| 有価証券の認識基準として、受渡日基準を認めるか。 | <p><b>年度決算と同様に約定日基準又は修正受渡日基準（原則的処理）</b></p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券を大量に保有する金融機関等においては、現行の四半期決算においても、有価証券取引の処理システムに約定日基準が組み込まれ会計処理が行われているものと考えられる。</li> <li>一般事業会社においても、約定日基準又は修正受渡日基準による実務が定着しているものと考えられ、四半期財務情報において、より簡便な方法を認める必要性は特段ないと考えられる。</li> </ul> | 適用指針              | <p>特に異論なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡便的な処理として受渡日基準を認めるべきとする意見はなかった。</li> </ul> |
| その他有価証券の時価評価の省略を認めるか。    | <p><b>年度決算と同様に時価評価（原則的処理）</b></p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売買目的有価証券については、四半期財務情報においても、全て時価評価を行うこととなるため、その他有価証券についても全て時価評価を行うこととする方がより整合的である。</li> <li>有価証券を大量に保有する金融機関において</li> </ul>  | 適用指針              | <p>特に異論なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部時価評価の省略を認めるべきとする意見はなかった。</li> </ul>      |

3. 四半期特有の会計処理〔有価証券・デリバティブ〕

| 論 点                                      | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考  |
|--|--|-------------------|--|
|  | <p>は、規制当局への定例的な報告が義務付けられていることから、有価証券の処理システムに組み込まれ報告がなされる実務が定着しているものと考えられ、四半期財務情報において、より簡便な方法を認める必要性は特段ないと考えられる。</p>  |                   |  |
| <p>保有目的区分の変更に関して、四半期決算で簡便な取り扱いを認めるか。</p> | <p><b>認める必要はない。</b><br/>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有目的区分の変更(金融商品実務指針第80~90項)に関しては、経営意思決定を伴うものであり、四半期決算で特に簡便な取扱いを認める必要はないと考えられる。</li> </ul> | <p>適用指針</p>       | <p>特に異論なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品実務指針第81項における、「期中に変更の決定が行われ又は変更すべき事実の発生があったとしても、変更が期首(下期の場合は下期首)になされたものとみなして…」にいう「期首」は、各四半期の「期首」と読み替えることが必要。</li> </ul> |
| <p>有価証券の減損処理は四半期決算においても実施する必要があるか。</p>   | <p>減損が生じていても四半期決算では処理されず、年度決算で大きな減損が計上され投資家に大きなサプライズを与えることは、財務報告の有用性の観点で問題があるため、四半期財務情報においても、原則として、年度と同様の会計処理を適用するものとする。</p>                                     | <p>適用指針</p>       | <p>特に異論なし。</p>   |
| <p>時価のない有価証券の減損処理はどのように行うか。</p>          | <p>時価のない有価証券の減損処理については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額(1株あたり純資産額)が著しく低下しているという事実が判明した時</p>   | <p>適用指針</p>       | <p>特に異論なし。</p>   |

### 3. 四半期特有の会計処理〔有価証券・デリバティブ〕

| 論 点  | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考            |
|--|---|-------------------|----------------|
|  | <p>点で減損処理を行う。</p> <p>ただし、子会社・関連会社株式の場合、一般には、事業計画等を入手し、財務諸表を実質ベースで作成することにより、実質価額の著しい低下を判断することがより容易であると考えられるため、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額を、極力四半期決算ごとに算定することが望ましい。また、この場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、当該四半期末において相当の減額をしないことも認められる。</p> |                   |                |
| <p>四半期決算で減損処理を実施した場合に、洗替処理を行うか。</p>              | <p>四半期財務情報について実績主義を採用する場合においても、年度決算における減損処理との整合性を図る観点から、四半期において減損処理を行ったものは、原則として洗替処理を行う。ただし、時価のある株式以外の有価証券に関しては、発行会社のその後の信用状態について著しい変動が判明しない限り、洗替処理を行わないことも認められる。</p>   | <p>会計基準</p>       | <p>特に異論なし。</p> |
| <p>デリバティブの時価評価、ヘッジ会計に関して、四半期決算で簡便な取り扱いを認めるか。</p> | <p><b>認める必要はない。</b></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• デリバティブの時価は重要な財務情報であり、ヘッジ会計は、厳格な要件に基づき、ヘ</li> </ul>   | <p>適用指針</p>       | <p>特に異論なし。</p> |

3. 四半期特有の会計処理〔有価証券・デリバティブ〕

| 論 点 | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用<br>指針 / その他 | 備 考 |
|-----|---|-----------------------|-----|
|     | <p>ッジ対象に係る損益とヘッジ手段であるデリバティブに係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理であるため、四半期財務情報における簡便的な処理は認められないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• デリバティブを大量に保有する金融機関等においては、非上場デリバティブであっても、当該金融機関の保有するデリバティブ取引処理システムにおいて時価が算定され、現行の四半期決算においても、時価評価が行われているものと考えられる。</li> <li>• 一般事業会社においては、デリバティブは主としてヘッジ取引に用いられていると考えられ、その場合のヘッジ手段であるデリバティブは、金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理等によって時価評価が不要であるヘッジ取引の範疇に収まるものが多いものと考えられる。また、時価評価が困難な非上場デリバティブの時価については、通常取引金融機関やブローカー等の提示価格を、当該企</li> </ul> |                       |     |

3. 四半期特有の会計処理〔有価証券・デリバティブ〕

| 論 点 | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用<br>指針 / その他 | 備 考 |
|-----|---|-----------------------|-----|
|     | 業の責任で用いていると考えられる。したがって、四半期財務情報において、より簡便な方法を認める必要性は特段ないと考えられる。 |                       |     |

## 4. 四半期特有の会計処理〔棚卸資産〕

| 論 点                                    | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|--|--|-------------------|---|
| 実地棚卸を行う必要があるか                          | 中間と同様、継続記録により帳簿棚卸を行っていることを前提として、実地棚卸を行う必要はないこととする。<br>〔中間財務諸表作成基準注解(注24)〕<br>中間決算時におけるたな卸高は、前事業年度に係る実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定することができる。                          | 会計基準              | 特に異論なし。                                     |
| 原価差異の繰延処理は必要か<br>(特に四半期別の操業度の変動が激しい場合) | 基本的スタンス(収益・費用の認識・測定)を参照  | 会計基準              |   |
| (派生論点)<br>原価差異の調整方法                    | 原価差異の調整方法に関する簡便法は例示しないこととする。(例:工場別の調整はせず、全社ベースでの調整が可能など)   | -                 | 特に異論なし。                                     |
| 低価法の適用(低価法採用会社)                        | <b>簡便的な低価法を採用することができることとする。</b><br>原則、すべての棚卸資産に低価法を適用することとするが、簡便的に、時価が下落した事が明らかな品種(例えば、品種別損益管理資料により、営業損失となっている)のみを時価で評価することで、低価法を適用したものとすることができることとする。<br>(理由) | 会計基準又は適用指針        | 恣意的な判断の介入の余地に対して不安視する意見もあるが、事務局案を支持する意見が多い。 |

4. 四半期特有の会計処理〔棚卸資産〕

| 論 点                   | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|-----------------------|--|-------------------|---|
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>年度・中間(四半期)の首尾一貫性の観点から、各四半期においても原則的な低価法の適用が望ましいが、作成者の事務負担を考慮すると、ある程度簡便的な低価法の適用も必要である。</li> </ul>   |                   |   |
| 評価損の戻入れ<br>(切放し法採用会社) | <p><b>原則として、洗替えを行う</b></p> <p>四半期で計上した評価損は、原則、洗替える。ただし、低価法評価損の計上後の状況について著しい変動が判明しない場合や、品質低下・陳腐化評価損については、洗替処理を行わないことも認められる。</p>   | 会計基準              | 特に異論なし。   |
| (派生論点)<br>低価法の適用単位    | <p>評価額の算出に関する簡便法は例示しないこととする。</p> <p>(例：通常より大きな範囲でグルーピングを行ない評価することが可能)</p>  | -                 | 特に意見はなし。  |
| 評価方法(後入先出法)           | <p><b>(1案) 例外的な処理を認める。</b></p> <p>棚卸資産の各四半期における数量が、年度末に保有すべき数量より少ない場合で、年度末までに不足分を補充すると認められる場合、売上原価の修正を認めることとする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的実態の開示(実績主義を弾力的に取り扱う)のため必要である。</li> </ul> | 会計基準              | <p>1案を支持する意見が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間財務諸表が見直しされた際に、後入先出法に関する繰延処理が禁止された経緯を考えると、元に戻すということであれば、慎重な議論を要するのではないかという意見があった。</li> </ul> |

4. 四半期特有の会計処理〔棚卸資産〕

| 論 点                     | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|-------------------------|---|-------------------|---|
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>原価差異に関する調整を行うのであれば、後入先出法に関する調整も行うこととしなければ、考え方の整合性が図れない。</li> <li>カナダ基準及び米国基準でも規定されている。<br/>(2案) 例外的な処理は認めない。<br/>(理由)</li> <li>現在の間接連結財務諸表等の作成基準においては、認められていない。</li> </ul> |                   |   |
| 評価方法(総平均法)              | 対象期間は、1ヶ月(月別)若しくは3ヶ月(四半期別)以下の期間で設定し、算定を行うこととするか。  | 会計基準又は適用指針        | 次回の専門員回で検討予定。<br>四半期会計基準における各四半期の考え方に関連(類似するものとして、在外子会社の為替換算)                           |
| 契約または予想される購入単価の変更       | 原則、購入時の単価により算定を行うこととするが、仕入割戻等で金額的に重要性が大きい場合には、各四半期に対応する金額を合理的に見積り、予想購入単価により算定を行うこととする。  | 適用指針              | 特に異論なし。<br>売上割戻引当金と関連あり。<br>合理的に見積った購入単価とは、例えば、前期末適用の評価単価を用いても大きな差がない場合は、前期末適用の評価単価である。 |
| (原価法における)強制評価減(販売用不動産等) | 前期末から著しい変動がない場合等、重要性が低いと判断される場合を除き、原則として、四半期においても行う。各四半期において行った減損処理は、原則、  | 会計基準又は適用指針        | 特に異論なし。   |

## 4. 四半期特有の会計処理〔棚卸資産〕

| 論 点 | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用<br>指針 / その他 | 備 考 |
|-----|---|-----------------------|-----|
|     | 洗替えを行うが、減損後の状況について著しい変動が判明しない限り、洗替え処理を行わないことも認める。 |                       |     |

## 5. 四半期特有の会計処理〔固定資産〕

| 論 点  | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|--|---|-------------------|---|
| 固定資産の減損処理を四半期決算において行う必要があるか。                                   | <p>減損損失を認識するかの判定は、各四半期会計期間において行う。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」11項において、企業は、通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報に基づき、減損の兆候がある資産又は資産グループを識別するとされており、減損損失は適時に計上されるべきものと考えられる。</li> </ul>  | 基準又は適用指針          | <p>特に異論なし。</p> <p>(採用しなかった案)<br/>第2四半期のみ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減損は発生時点で認識するものであると考えると、第2四半期のみとするには根拠がない。</li> </ul> |
| 減損処理後の四半期決算における処理は、洗い替えによる帳簿価額に基づくとするか<br>切り放しによる帳簿価額に基づくとするか。 | <p>減損処理を行った後の四半期決算においては、資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定されるときを除いて改めて会計処理を行わないものとし、洗い替えを行わないとする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」55項、134項において、減損処理は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態が相当程度に確実な場合に限って、回収可能性を反映させるよう帳簿価額を減額する会計処理</li> </ul> | 会計基準又は適用指針        | 特に異論なし。   |

## 5. 四半期特有の会計処理〔固定資産〕

| 論 点    | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用<br>指針 / その他 | 備 考            |
|--------|--|-----------------------|----------------|
|        | <p>であり、直接的に貸借対照表価額を求めるものではなく、減価償却は、減損損失を控除した帳簿価額に基づき行われるとされており、四半期において減損処理をした場合も、切り放しによることになると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記適用指針において、示されている中間決算において減損処理をした資産に係る取扱いと整合している。つまり、固定資産の減損については、四半期決算において減損処理したものを、次の四半期でもう一度見直して計算するのは実務的に煩雑であり、減損損失の認識についてハードルを高くしていることことから、一度認識したものを短期間のうちに見直すのは有用性に乏しい。</li> <li>• IAS34号では、期首からの累計の財務諸表について、年度と同じ処理を行うため、次の四半期に見積りの変更があれば減損の戻入を行うが、戻入が生じるのは、年度における減損処理のIASと日本基準との相違によるため、それに起因して四半期の扱いが異なっても問題にはならない。</li> </ul> |                       |                |
| (派生論点) | 四半期末において、減損の兆候があり、減損損失を  |                       | 次回の専門委員会で検討予定。 |

５．四半期特有の会計処理〔固定資産〕

| 論 点   | 検討の方向性   | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|---|--|-------------------|---|
| <p>四半期において簡便な減損処理をし、翌四半期で確定させる処理の容認</p>     | <p>認識すべきであると判定された場合、回収可能価額を簡便な方法により算出して減損処理を行い、翌四半期末までに原則的な方法による減損損失額を確定させて、修正する処理を容認するか。</p> <p>（理由）</p> <p>四半期末において、減損の兆候、認識の判定を行った場合、45日以内レビューを受け提出するの間に合うように、減損損失の測定を原則的な処理で行うのは実務的に難しい場合も考えられる。よって、簡便的な減損損失の計上を認め、翌四半期までに確定し、修正差額を翌四半期に計上することを認めてもよい。</p> |                   |   |
| <p>減価償却費の算定における簡便な処理として、予算の利用をしてよいとするか。</p> | <p>減価償却費の算定において、合理的な予算制度を採用している場合には、採用している方法に基づく年間償却予定額の月数按分も可能とする。ただし、期中の取得、売却・除却した固定資産の償却費が重要な場合は、取得月からの償却費の計上、売却・除却時までの償却費の計上を行うものとする。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成者側の予算上の数値で計上を認めるよう要</li> </ul>                              | <p>適用指針</p>       | <p>特に異論なし。従来から予算を利用している会社がこの簡便な処理を適用すると考えられるので、システム準備期間は不要と思われる。</p> <p>（採用しなかった案）</p> <p>予算の利用せず、実績ベースで算定する。各四半期に、取得、売却・除却を考慮して減価償却費を算定する。</p> |

5 . 四半期特有の会計処理〔固定資産〕

| 論 点  | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|--|---|-------------------|---|
|  | <p>望、利用者側の年間ベースの金額から鑑みて大きく乖離しなければ特に問題としないという意見等の現状の実務を踏まえ、年間償却予定額の月数割もしくは予算の 1/4 を計上することも認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の高くない子会社の有形固定資産の増減まで考慮して四半期財務諸表を作成するのは煩雑である。</li> </ul>   |                   |   |
| <p>減価償却費の算定において、定率法を採用した場合の計算はどのように行うか</p> | <p>年間償却予定額の 1/4 を計上する。ただし、期中の取得、売却・除却した固定資産の償却費が重要な場合は、年間償却予定額を四半期ごとに見直す必要がある。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定率法により税法上の 3 ヶ月決算用の耐用年数 (年間の耐用年数 × 4) に基づく償却率を用いて償却費を算定することは、3 ヶ月ごとに異なる償却率を用いることになり、四半期は年度決算の途中経過を報告するものという性格から外れ、期首からの累計と各四半期の合計が一致しないことになる。</li> <li>定額法を採用する会社との相違が生じないよう</li> </ul> | <p>適用指針</p>       | <p>左記の案で、概ね意見は一致。</p> <p>ただし、以下の意見あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の案でよいが、現状では、下期に取得が多く、下期に減価償却費が大きくなるケースが多いので、下期に取得する予定の固定資産の償却費を織り込んだ年間償却予定額を均等に 1/4 にすると、第一四半期が実際よりも減価償却費が大きくなる場合が多くなるのではないか。</li> </ul> <p>(採用しなかった案)</p> <p>実績主義であるため、3 ヶ月ごとの償却率を用いて減価償却費を算定することを原則とし、年間</p> |

## 5. 四半期特有の会計処理〔固定資産〕

| 論 点                     | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用指針 / その他 | 備 考   |
|-------------------------|---|-------------------|---|
|                         | に、年度の償却額の 1/4 を計上するものとする。   |                   | の償却予定額の 1/4 を計上するのは、簡便な処理とする。   |
| のれんの償却は四半期においてどのように行うか。 | <p>のれんの償却は年間償却予定額の 1/4 を計上する。ただし、期中取得した場合、取得時点から償却費を計上する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>のれんの償却費はその後の企業結合の成果に対応させるため、被取得企業の損益計算書を合算した月から償却し、効果発現月数のうち、対応する月数分の費用対応させる。</li> </ul> | 適用指針              | <p>特に異論なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商法施行規則第 33 条で取得後 5 年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならないとされているため、償却費の負担が効果発現月数に対応していないことが現状はあるが、会社法の施行により、均等額以上の規制がなくなりことが予想される。</li> </ul> |

## 6. 四半期特有の会計処理〔経過・未経過勘定〕

| 論 点                  | 検討の方向性  | 会計基準 / 適用<br>指針 / その他 | 備 考  |
|----------------------|---|-----------------------|--|
| 四半期毎に詳細な算定を行う必要があるか？ | 原則、四半期毎に算定を行う必要があるが、厳密に計算してもそれほど差がなく重要性が低い場合には、合理的な算定方法 による概算額での計上も認める。 | 適用指針                  | 特に異論なし。<br>合理的な算定方法について<br>例：計算期間が概ね同じなどにより計上すべき金額が大きく変動しないものについては、前期末に計上された額を用いる。 |